



原発メーカー訴訟原告及び支援者のみなさまへ

3月23日の第4回口頭弁論概要報告と裁判当日の流れを報告いたします。裁判は、突然裁判長から「弁論の終結」の言い渡しがあり、それに対し原告代理人から「裁判官忌避！」があり、騒然とした雰囲気の中、終わりました。

弁護団は、原賠法の立件事実が変遷したこと及び適用違憲の詳細な主張立証を予定しており、そのために憲法と民法の研究者が意見書を準備していること、また被告東芝の元原子炉設計者が原子炉の欠陥について意見書を準備し、証人としても尋問に臨むなどの予定であったにも拘わらず、また被告弁護団への反論もさせずに、弁論の終結を言い渡すことは原告の権利をないがしろにするものであり、公平な裁判が行われないおそれがあるため、裁判官全員の忌避の申し立てをしました。

忌避申立書は、ホームページに掲載されていますので、詳細は<http://nonukesrights.holy.jp/>をご覧ください。

判決の日取りは、忌避審があり、確定はしていませんが7月13日頃が目処になると思われます。どちらが勝（敗）訴するにせよ、いずれ判決後は高裁に控訴することになります。4月末には控訴委任状をお送りいたしますので、捺印の上ご返送ください。

「会計正常化に向けてのハガキアンケート」は多くの原告から回答をいただいています。結果は次回のニューズレターで報告しますが、まだ、ハガキをお出しになっていない方は、どうぞ返信してください。よろしくお祈りします。

裁判当日の報告です。下記をお読みください。

<口頭弁論概要>

- 1、日時 2016年3月23日（水）14:35～15:45
- 2、場所 東京地方裁判所・103号法廷
- 3、出席 裁判官3（朝倉佳秀裁判長、武部知子、渡辺達之輔）、書記官1、事務官1、警備員5、原告代理人6、選定代理人席6、被告代理人席14、原告席64、傍聴席48人
- 4、内容

（14:35 開廷）

裁判長：提出準備書面と証拠の確認。

（14:40）

原告代理人：パワーポイントを使い、陳述。

岩永弁護士 「原子力発電の仕組みと構造」

島弁護士 「原子炉の欠陥」

片口弁護士 「被告らの重過失」「適用違憲」

（15:25）

選定当事者（崔）：パワーポイントを使い、陳述。

1. 原賠法を根拠とせず賠償請求、2. 分離裁判のお願い、3. 求釈明へ被告らの回答を促すよう。

（15:40）

被告代理人ら：すみやかな結審を。

選定当事者（朴）：結審しないように。証人（熊本一規、澤野義一）申請をする。

原告代理人（河合）：我々も分離裁判を希望する。今後は、違憲に関する立法事実について主張立証、学者3名と原発元設計者の意見書を準備中で、次回または次々回までには提出し、その後の証人尋問を含め立証を予定している。

被告代理人（岡田）：原告は、裁判長交代前から、年内に主張は尽くすと言っていた。

原告代理人（島）：そのようなことは言っていない。

裁判長：本日をもって弁論終結とする。

（あと、怒号で聞き取れない）

原告代理人（河合）：裁判官を忌避する。

裁判長：何人か。

原告代理人（河合）：三人の裁判官全員。
裁判長：書面で提出のこと。
（15:45 閉廷）

<当日の流れ>

14時35分から口頭弁論が行われましたが、それに先立ち東京地裁前では13時30分から14時にかけて、原告世話人会によるアピール行動がありました。横断幕を掲げ、原賠法の欠陥と原発メーカー責任を訴えるマイク情宣とビラ配布を行いました。

この日は、あらかじめ傍聴予約をした原告（約70名）以外の当日傍聴者は、定員（約50人）を超え抽選となりました。原発事故原因となった設備・設計の欠陥を指摘し原発メーカーの責任を問うという、核心に迫る今回の原告側主張への関心の高さを示していました。

一方、地裁玄関前の裁判所事務員・警備員の人数は30人を超え、前回までとは違うものものしさでした。法廷に場を移してからも、103号大法廷の内外には30人ほどの警備員が立っていました。

14時35分から15時45分にかけて傍聴席満席のなかで口頭弁論が行われました。原告代理人たちはパワーポイントを使い、原子炉などの具体的な欠陥について40分間の弁論を行いました。本件原発事故がかくも重大であり、甚大な被害を生じさせながらも、原賠法が強大な壁となっているため、原子炉の欠陥が法廷において詳らかにされるのは世界で初めてのことでありました。傍聴席ではいつにも増して熱心に弁論に聞き入りましたが、最後に裁判長は「本日をもって弁論終結とする」と述べ、原告代理人が「裁判官忌避を行う」と述べ、怒号のなかを裁判官は逃げるように退廷しました。

16時10分から25分の間、裁判所2階の記者クラブで、原告代理人の河合弘之・島明宏・寺田伸子三氏と原告の森園かずえ（福島事故被災者）・後藤政志（元原発設計者）両氏による記者会見を行いました。

いっぽう、衆議院第二議員会館・第一会議室（地下1階）では、16時30分から18時30分にかけて、約70名が出席して報告集会が行われました。世話人会の挨拶、河合弁護士共同代表の挨拶と「裁判官忌避」の説明、後藤政志さんの挨拶、島弁護士共同代表による本日の口頭弁論の内容説明、参加者との質疑応答がありました。

河合弁護士からは、「仮に一審で負けたら、二審で闘う。その間に世論を喚起していく。日本中の原発を無くすための粘り強い闘いを行おう。我々は、日本で一番大事な問題に取り組んでいるという自信を持って、正義の闘い、救国の闘いを進めよう。」との力強い言葉がありました。元原発技術者の後藤さんからは、「今日の弁護団の弁論ほど、原発の欠陥について総合的に分かり易い説明はなかった。素晴らしかった。」との称讃がありました。

アピール行動、記者会見、報告集会の様子は、「原発メーカー訴訟の公式ホームページ」(<http://nonukesrights.holy.jp/>) にすべてアップされています。ご覧下さい。

以上

原発メーカー訴訟原告団世話人会

=====

弁護団・原告団では皆さまからのお便りをお待ちしています。力を合わせて勝訴をかちとりましょう。「ハガキアンケート」をまだ返信していない方は、ぜひご返信ください。お待ちしております。

=====

原発メーカー訴訟原告団世話会のメールアドレス：genkokudan@nonukesrights.holy.jp

原発メーカー訴訟原告団世話会及び弁護団事務局の住所：

〒104-0045

東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階アライツ法律事務所気付

原発メーカー訴訟原告団世話会 または 原発メーカー訴訟弁護団事務局